

○ 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱いについて（案）

新庁舎建設後における既存庁舎の取扱いについては、那須塩原市公共施設等総合管理計画を踏まえ、次のとおりとします。

なお、詳細については、今後、新庁舎建設の検討と並行して検討を進めていきます。

図表 新庁舎建設後における既存庁舎の取扱い

建物	基本的な考え方
既存本庁舎	<p>既存本庁舎の空調設備、電気設備、給排水設備などの老朽化が進行していることから、今後も建物を維持するためには多くの費用が発生することが想定されます。</p> <p>また、既存本庁舎は、市庁舎として建設した建物であるため、建物を利用する場合、必要に応じて改修費用の発生が見込まれます。</p> <p>一方で、既存本庁舎跡地を売却した場合には、売却に伴う歳入が見込めます。</p> <p>そのため、新庁舎建設後の既存本庁舎については、建物を解体し、跡地は、売却することを基本とします。</p>
西那須野庁舎	<p>新庁舎建設後の西那須野庁舎については、現在の支所が担っている業務のうち、より多くの来庁者に対応している業務や地域住民の安全・安心のために迅速な対応が求められる業務等を地域の実情に応じて提供するとともに、有事の際の防災拠点としての機能を備えるものとします。</p> <p>また、建物の耐荷重などを考慮した改修等を行い、西那須野図書館を移転して図書サービスを提供するスペースとしても活用することを基本とします。</p>
塩原庁舎	<p>新庁舎建設後の塩原庁舎については、現在の支所が担っている業務のうち、より多くの来庁者に対応している業務や地域住民の安全・安心のために迅速な対応が求められる業務等を地域の実情に応じて提供するとともに、有事の際の防災拠点としての機能を備えるものとします。</p>